

2011年3月創設

安全協力会災害補償制度のご案内



有限会社 郡司工業

茨城県知事許可（般一第29460号）

災害補償制度とは

安全協力会の大きな柱の一つとして、災害補償制度の確立があります。一般企業の災害補償(規程)と同様に、建設業において従業員だけでなく協力業者を含む現場作業員を対象とした制度です。この制度は万一、労災事故が起こった時のために、被災者とその家族の生活を扶助し、円満な解決を図ることを主な目的としています。

★協力会を利用した災害補償制度を確立する企業のメリット

- ① 災害補償制度を確立することは、企業防衛の一環と言うことだけでなく、社内外や取引先等に対する信頼を増大させ、工事受注の確保に繋がります。
- ② 労働者が安心して働ける環境づくりが可能となると同時に、協力業者の安全に対する意識向上に繋がります。
- ③ 協力業者へ労災上乗せ保険に加入する意義を共有化でき、同時に加入確認ができ、未加入リスクを排除できます。

主な補償内容 (この制度は富士火災海上保険(株)のグループ傷害保険と財団法人建設業福祉共済団の建設共済を組合わせています)

<富士火災部分>



就業中の事故によるケガで死亡された場合に保険金をお支払いします。



就業中の事故によるケガで後遺障害が生じた場合に障害の程度に応じた保険金をお支払いします。



就業中の事故によるケガで重度の後遺障害が生じた場合に左記(後遺障害保険金)と同額の保険金をお支払いします。(注1)

傷害医療費用補償金

被保険者(保険の対象となる方)が就業中の偶然な事故によるケガにより医師の治療を受け、実際に負担した以下の費用を実費でお支払いします。

- ① 治療のために病院等に支払った費用(公的医療保険制度における一部負担金など)
- ② 入院・転院または退院の移送費用など
- ③ 医師の指示で購入した薬剤・医薬品機具などの費用

休業補償金

被保険者が就業中の偶然な事故によるケガにより事故の発生の日から180日以内に就業不能となられた場合に休業保険金を就業不能期間に対し、お支払いします。(自宅療養も含まれます。)

ただし、平均所得日額を超えては保険金をお支払いしません。

(注1) 富士火災補償部分のみ

保険金をお支払いできない主な場合

1. 次のいずれかに該当する事由によって生じたケガ
 - ① 故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為、闘争行為
 - ② 無資格運転、酒酔運転
 - ③ 脳疾患、病気または心神喪失
 - ④ 地震、噴火、津波(天災危険補償特約をセットされた場合は保険金のお支払い対象とします。)
 - ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、暴動
2. むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの
3. スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自家用航空機の操縦、ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山など、特に危険度の高いスポーツ中のケガ